

有害物質に係る排水基準の測定方法

項目	許容限度	測定方法	詳細
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	JIS K0102 55	溶媒抽出-フレーム原子吸光法
			電気加熱原子吸光法
			ICP発光分光分析法
			ICP質量分析法
シアン化合物	1 mg CN/L	JIS K0102 38	ピリジン-ピラソロン吸光光度法
		環告第59号 付表1	4-ピリジンカルボン酸-ピラソロン吸光光度法
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L	環告第64号 付表1	ガスクロマトグラフ (FPD) 法
		JIS K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外の方法	パラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN : ナフチルエチレンジアミン吸光光度法 (アベレル-ノリス法) p-ニトロフェノール吸光光度法
		環告第64号 付表2	メチルジメトン : モリブデン青吸光光度法
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	JIS K0102 54	溶媒抽出-フレーム原子吸光法
			電気加熱原子吸光法
			ICP発光分光分析法
			ICP質量分析法
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	JIS K0102 65	ジフェニルカルバジド吸光光度法
			フレーム原子吸光法
			電気加熱原子吸光法
			ICP 発光分光分析法
			質量分析法
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	JIS K0102 61	ジエチルジチオカルバミド酸吸光光度法
			水素化物発生原子吸光法
			水素化物発生ICP発光分光分析法
			ICP質量分析法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	環告第59号 付表2	還元気化原子吸光法
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	環告第59号 付表3	ガスクロマトグラフ (ECD) 法
		環告第64号 付表3	カラムクロマトグラフィー及び還元気化原子吸光法
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	JIS K0093	5 ガスクロマトグラフ (ECD) 法
			6 ガスクロマトグラフ質量分析法
		環告第59号 付表4	ガスクロマトグラフ (ECD) 法
トリクロロエチレン	0.1mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法
		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
		JIS K0125 5.5	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ (ECD) 法
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法

		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
		JIS K0125 5.5	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ (ECD) 法
ジクロロメタン	0.2mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
四塩化炭素	0.02mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
		JIS K0125 5.5	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ (ECD) 法
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
		JIS K0125 5.5	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ (ECD) 法
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法

		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
		JIS K0125 5.5	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ (ECD) 法
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.1	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (ECD) 法
チウラム	0.06mg/L	環告第59号 付表5	溶媒抽出又は固相抽出による高速液体クロマトグラフ法
シマジン	0.03mg/L	環告第59号 付表6の第1	溶媒抽出又は固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法
		環告第59号 付表6の第2	溶媒抽出又は固相抽出によるガスクロマトグラフ (ECD,FTD) 法
チオベンカルブ	0.2mg/L	環告第59号 付表6の第1	溶媒抽出又は固相抽出によるガスクロマトグラフ質量分析法
		環告第59号 付表6の第2	溶媒抽出又は固相抽出によるガスクロマトグラフ (ECD,FTD) 法
ベンゼン	0.1mg/L	JIS K0125 5.1	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ 質量分析法
		JIS K0125 5.3.2	バージ・トラップ・ガスクロマトグラフ (FID) 法
		JIS K0125 5.4.2	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ (FID) 法
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L	JIS K0102 67	3,3'-ジアミノベンジジン吸光光度法
			水素化合物発生原子吸光法
			水素化合物発生ICP発光分光分析法
			ICP質量分析法
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：10mg B/L 海域に排出されるもの：230mg B/L	JIS K0102 47	メチレンブルー吸光光度法
			アソメチンⅡ吸光光度法
			ICP発光分光分析法
			ICP質量分析法
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：8mg B/L 海域に排出されるもの：15mg B/L	JIS K0102 34	ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光光度法
			イオン電極法
			流れ分析法
			蒸留分離-イオンクロマトグラフ法
		環告第59号 付表7	蒸留分離-イオンクロマトグラフ法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素の濃度に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の濃度の合計量について：100mg/L	環告第64号 27	吸光光度法 他
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	環告第59号 付表8	ガスクロマトグラフ質量分析法

【備考】

「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
 一部の項目には業種によって暫定排水基準が設定されています。